

お客さま各位

株式会社トマト銀行

外国送金取引を行うお客さまへ

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当社は、昨今のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に向けた国際的な取組みの強化を踏まえ、外国送金取引を行うお客さまに下記の事項をお願いしておりますので、何とぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 受付を行っていないお取引について

下記に該当する外国送金取引につきましては、受付を行っておりません。

- (1) 現金（円貨・外貨）を原資とする外国仕向送金のお取引
- (2) 当社に預金口座を保有されていないお客さまの外国仕向送金のお取引

2. ご確認資料のご提示のお願い

- (1) 送金理由・送金の相手方が記載された確認資料(契約書、注文書、請求書、インボイス、電子メールの写し等)のご提示をお願いいたします。
- (2) 当社に開設された預金口座からのお振替による外国仕向送金につきまして、受付時に、預金口座のお取引履歴などから送金原資の確認をさせていただきます。送金ご依頼日の直前に現金によりご入金された場合などにおいては、(1)に併せて送金原資が確認できる資料（売上金・給与等を証明する書類の写しや、現金をお引き出しされた他行の預金通帳の写しなど）のご提示をお願いいたします。

ご提示いただいた資料は、記録やコピーをとらせていただきますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

(注) お客さまからご提示いただいた資料は当社にて厳正に管理いたします。

3. 仕向送金依頼書ご記入時のお願い

- (1) 送金目的、商品名は英語（ローマ字表記は除く）で具体的にご記入いただきますようお願いいたします。
- (2) 中国への送金について、受取人住所欄に国名、都市名に加え、省名まで正確にご記入をお願いいたします。正確でない場合は、お受付できないこともございます。
- (3) 受取人住所について、私書箱（P. O. BOX）の記載がある住所でのご依頼はお受付できません。正確な所在地の記入をお願いいたします。

お申込み内容の確認などのために受付にお時間がかかる場合があります。また、確認資料をご提示いただけない場合や、送金原資及び送金目的によっては、当社の判断で当該お取引の取扱いをお断りさせていただく場合もございますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

(注) お申込受付後であっても、お取引をお断りさせていただく場合がございます。

以 上